

# 新たな起業・創業に必要な経費の一部を助成します！

～令和元年度『起業チャレンジ応援事業』二次募集のお知らせ～

## 概要

### ◆ 起業チャレンジ応援事業とは？

★新潟県内で新たに起業する方に、起業に必要な経費の一部を助成する事業です。

★幅広い業種の起業・創業に活用され、多くの起業家が巣立っています。

★起業の『再チャレンジ』を積極的に支援

※一般枠と地域課題解決枠との併願申請をする事は出来ません。

#### ■ 応募対象者

##### ○ 起業チャレンジ応援事業

計画に基づいて県内に事業所を設置し、交付決定日以降に新たに創業する方。

・個人開業予定者は、「開業届」が未提出の方。法人設立予定者は、法人登記が未了の方。

#### ■ 助成対象事業

1 助成事業の実施期間内に事業の立ち上げに至る事業

2 1年以上の事業継続が見込まれるもの

3 3年以上の事業計画を策定するもの

4 助成対象外の事業でないもの(対象外事業の詳細については募集案内をご覧ください)

#### ■ 助成事業の実施期間

交付決定日から令和2年2月20日まで

#### ■ 助成金の交付条件

##### 1. 一般枠

創業に必要な経費(下限額は50万円)について、助成率1/2以内、100万円を上限に精算払にて助成します。

ただし、2人(3親等内の親族以外で、雇用保険の一般保険者。但し、商店街に事業所を設置する場合、買い物環境の改善が図られる事業の場合は1人)以上の新規雇用を伴う場合で、必要な経費が200万円を超える場合は、上限額を300万円とします。

		対象経費	
		50～200万円	200万円超～
助成金	申請者以外に2人以上の新規雇用を伴う場合	上限額 100万円 助成率 1/2 以内	上限額 300万円 助成率 1/2 以内
	上記以外の場合		

#### 2. 地域課題解決枠

一般枠の対象要件を満たし、かつ下記のいずれかの事業により起業する者

・中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、県が指定した地域資源を活用する事業

・起業者を支援する事業(起業者の交流の場の運営など)

		対象経費(50万円～)
助成金		上限額200万円(雇用の有無に関わらない) (助成率1/2以内)

■ 審査方法

○ 書面審査により決定(必要に応じて面談を実施)

■ 申請方法

○ 申請書類を創業予定地域の商工会・商工会議所又は金融機関に提出し、「起業チャレンジ応援事業確認書」の発行を受けてから申請書類を下記まで提出してください。

※商工会・商工会議所又は金融機関に相談の上、10月11日(金)までに提出してください。

■ 募集期間

令和元年9月18日(水)～10月18日(金) 17:30 必着

■ 問い合わせ・申請書提出先

(公財)にいがた産業創造機構 経営支援グループ 創業・経営革新チーム 小林  
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階  
TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <https://www.nico.or.jp>

※詳しい募集案内、申請書類はNICOのホームページ(<https://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。